



山形県公報

令和2年12月22日(火)

号 外 (35)

目 次

条 例

- 山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例…………… (税 政 課) … 2
- 山形県税外収入金延滞金等徴収条例の一部を改正する条例…………… (会 計 局) … 同
- 山形県体育施設条例の一部を改正する条例…………… (教 育 庁) … 同

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第54号) (税政課)
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県税外収入金延滞金等徴収条例の一部を改正する条例 (県条例第55号) (会計局)
 - 1 地方税法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、令和3年1月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県体育施設条例の一部を改正する条例 (県条例第56号) (教育庁)
 - 1 山形県あかねヶ丘陸上競技場を廃止することとした。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第54号

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例（平成19年10月県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県税外収入金延滞金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第55号

山形県税外収入金延滞金等徴収条例の一部を改正する条例

山形県税外収入金延滞金等徴収条例（昭和26年10月県条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「当該年の前年に」を「平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に、「当該年に」を「その年に」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

山形県体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第56号

山形県体育施設条例の一部を改正する条例

山形県体育施設条例（昭和39年3月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中 「山形県武道館 山形市
山形県あかねヶ丘陸上競技場 山形市」 を

「山形県武道館 山形市」 に改める。

第9条第1項第2号イ中「（山形県あかねヶ丘陸上競技場にあつては、月曜日）」を削る。
別表第1項第3号を削り、同表第3項の表中

山形県あかねヶ丘 陸上競技場	陸上競技場	1時間につき	740円	を
会議室		1時間につき	40円	
特殊電源装置		1時間につき	520円	

会議室		1時間につき	40円	に
-----	--	--------	-----	---

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年12月22日印刷
令和2年12月22日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県